

「相模原市道路情報管理システム」

SRIMS

(*Sagamihara Road Information Management System*)

現地調査仕様書

令和4年度版

目次

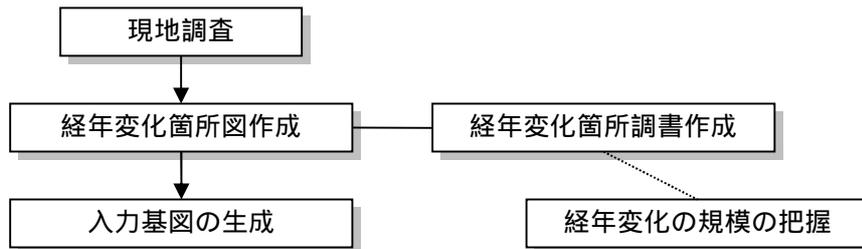
1. はじめに.....	1
現地調査の流れ.....	1
2. 現地調査作業項目.....	1
3. 現地調査マニュアル.....	1
3.1. 目的.....	1
3.2. 調査範囲.....	1
3.3. 関係資料.....	3
3.4. 作業内容.....	3
3.4.1. 現地調査基図作成.....	3
3.4.2. 赤書き資料作成.....	3
3.4.3. 認定路線の確認.....	3
確認方法.....	3
道路台帳平面図と認定路線網図の不一致について.....	3
3.4.4. 現地調査.....	3
経年変化内容による分類.....	4
現地調査項目.....	4
3.4.5. 測量方式.....	4
T S 地形測量.....	4
補備測量.....	4
補備測量の対象項目.....	4
補備測量の計測に使用する機器.....	4
補備測量の計測の基準となる点（既知点）の選定方法.....	4
3.4.6. 入力基図作成.....	5
調査地物の新設若しくは移動.....	5
補備測量による一般的な計測（1）.....	5
補備測量による一般的な計測（2）.....	5
補備測量による無変化地物に平行な地物（側溝の新設・付け替え等）の計測.....	6
T S 測量が必要な箇所.....	6
調査地物の消失.....	7
赤書き箇所.....	8
工事注記.....	8
3.5. 調査対象項目一覧表.....	8

1. はじめに

本仕様書は、相模原市道路台帳平面図（以下「道路台帳平面図」という。）の数値地形図化に伴い、基図となる既存の道路台帳平面図及び下水道台帳平面図（以下「道路台帳平面図等」という。）について、経年変化調査を実施するための調査方法について説明したものである。

現地調査は、経年変化箇所を特定した上で、その範囲、内容及び経年変化のランクを整理し、道路台帳平面図の数値地形図化を的確に効率よく実施するための基礎資料の取得を目的とする。

現地調査の流れ



2. 現地調査作業項目

現地調査における作業項目は、概ね下記のとおりである。作業は、相模原市道路情報管理システム・データ取得仕様書（以下「データ取得仕様書」という。）及び相模原市道路情報管理システム・拡張 DM（道路台帳平面図）図式・分類コード表（以下「分類コード表」という。）の内容を十分に理解し行うこと。また、本仕様書に定めのない事項については、主任技術者が監督員と十分協議した上で作業を実施すること。

1. 計画準備
2. 資料収集
3. 現地調査基図作成
4. 認定路線の確認
5. 現地調査
6. 補備測量
7. 入力基図の生成
8. 経年変化箇所調査書作成

3. 現地調査マニュアル

3.1. 目的

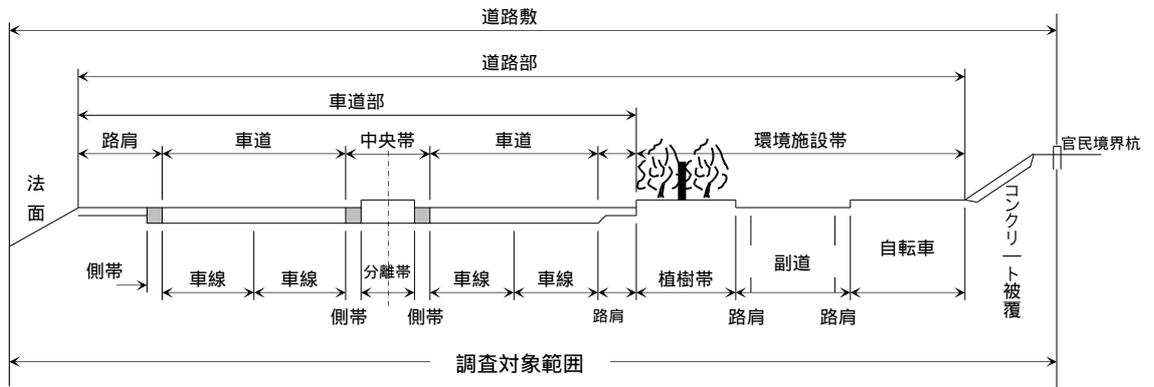
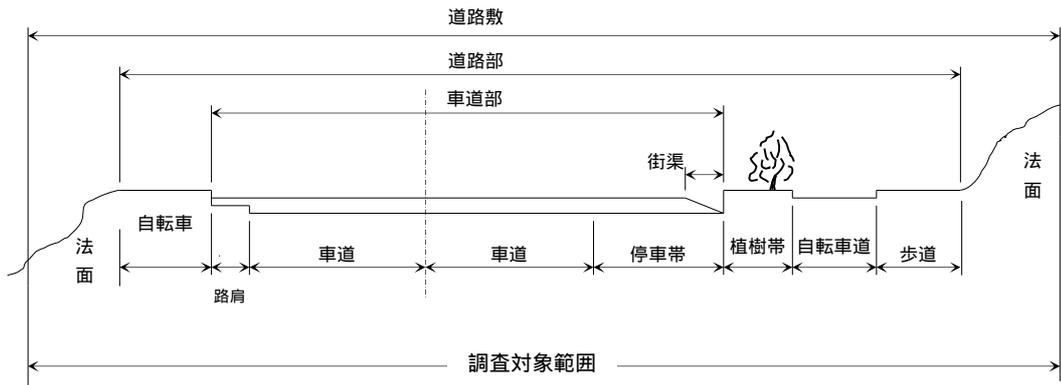
現地調査は、道路台帳平面図等（1/500）を、現地状況と相模原市認定路線網図（以下「認定路線網図」という。）により照合することで経年変化箇所を特定し、必要に応じて補備測量を実施することにより、数値化された道路台帳平面図（以下「道路台帳平面図ベクタデータ」という。）を作成するための基礎資料の取得を目的とする。

3.2. 調査範囲

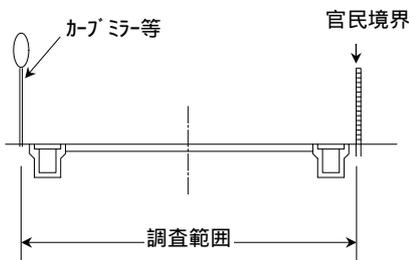
現地調査の範囲は、基本的に市が管理する認定路線及び認定外路線の道路境界内とするが、以下については、道路境界を越える範囲まで調査を行うものとする。なお、基準点は、委託範囲内にあるもの全てを調査対象とする。

1. セットバック及び歩道状空地等により、道路境界を越える範囲まで道路形態がある場合
2. 認定路線及び認定外路線と交差又は接続する国道、県道、私道、鉄道及び河川等（調査範囲は交差又は接続する部分より 10m程度）

例 1) 法面・被覆等ある場合

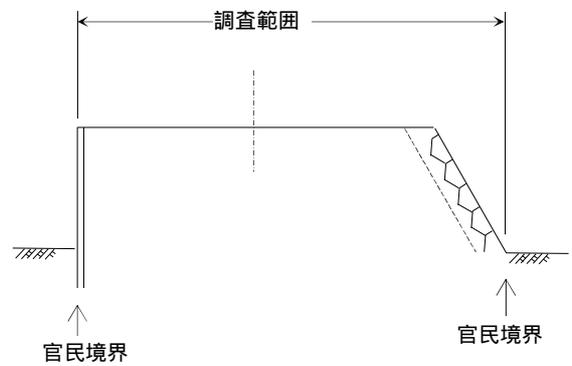


例 2) 市街地道路

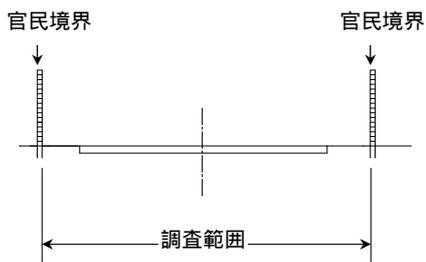


道路縁に近接するカーブミラー・交通安全施設・標識等の道路施設については調査対象とする

例 3) 擁壁等



例 4) 中舗装



舗装面にかかわらず、道路敷内を調査する

例 5) セットバック等



3.3. 関係資料

本作業に関係する資料は次のとおりとし、いずれも最新のデータを収集し用いるものとする。

1. 相模原市認定路線網図
2. 相模原市道路台帳平面図
3. 相模原市下水道台帳平面図
4. 赤書き資料（寄附、狭あい、改良、開発、証明及び交換等資料）
5. 相模原市基準点網図
6. 相模原市道路情報管理システム・データ取得仕様書
7. 相模原市道路情報管理システム・拡張DM（道路台帳平面図）図式・分類コード表
8. 道路標準構造図
9. その他資料

3.4. 作業内容

3.4.1. 現地調査基図作成

現地調査基図（以下「現調基図」という。）は、現地調査において現地と照合するための計測用基図で、道路台帳平面図等を紙に複写して作成する。

3.4.2. 赤書き資料作成

寄附、狭あい、改良、開発、証明及び交換等により、新たに路線認定又は区域変更がされた路線又は箇所については、道路台帳平面図が更正されるまでの間、赤書き情報として記載され、それぞれの情報は簿冊管理されている。

このため、赤書き箇所の詳細情報（道路敷実測図及び道路境界座標等）を、スキャナーを用いてPDFファイル形式で収集し、現地調査基図を補う。

3.4.3. 認定路線の確認

確認方法

認定路線の確認は、現地調査に先立って、認定路線網図と道路台帳平面図を基に双方の不整合箇所を確認する作業で、認定路線網図を基準に道路台帳平面図の認定路線と一致するかについて確認する。

道路台帳平面図と認定路線網図の不一致について

道路台帳平面図と認定路線網図で不一致が確認された場合は、各々の図面における記載の有無を × で表示するとともに、双方の図面に記載があっても、箇所や延長が異なる場合は内容を備考欄に記入する。

道路台帳平面図と認定路線網図の不一致調書（記載例）

図面番号	路線番号	道路台帳平面図	認定路線網図	備考
16 - 25	淵野辺 56号	×		
16 - 25	淵野辺 55号			延長違い
16 - 25	淵野辺 54号			網図と台帳図の箇所違い

3.4.4. 現地調査

現地調査は現調基図を現地に携行し、現調基図に記されている地物が現地に存在するかを確認する。現調基図と現地に異なる箇所が発見された場合は、「表 3.1 経年変化内容と測量方法」に従って分類する。

経年変化内容による分類

道路の経年変化には、道路の新設のような全面的な経年変化から、一部側溝の種類を変えるような軽微な経年変化まであり、原則として次の2つのランクに分類して、測量方式を決定する。

表 3.1 経年変化内容と測量方法

分類	ランク	変化項目	測量方式
全面的な経年変化	A	路線の形状或いは幅員の経年変化（道路区域の変化） 例：道路新設、道路改良、拡幅（区域変更）等 なお、狭あい寄附等による軽微な幅員の変化は除く	T S 地形測量
軽微な経年変化	B	道路区域の変化を伴わないような（狭あい寄附等の軽微な幅員の変化を含む）軽微な経年変化 例：舗装区分線、側溝種類・側溝幅の経年変化、防護柵・カーブミラー等の新設・撤去等	補備測量 (オフセット)

現地調査項目

現地調査項目は、3.2 調査範囲で規定する範囲内にある全ての地物を対象とする。
なお、調査項目の詳細については、「3.5 調査対象項目一覧表」を参照のこと。

3.4.5. 測量方式

T S 地形測量

T S 地形測量は、「表 3.1 経年変化内容と測量方法」のうちAランク（全面的な経年変化）に該当する箇所について行なうものとする。

補備測量

補備測量（オフセット）とは、「表 3.1 経年変化内容と測量方法」のうちBランク（軽微な経年変化）に該当する箇所について、変化のない複数の既知点からの距離を計測して対象地物の位置を決定するための測量方法である。

補備測量の対象項目

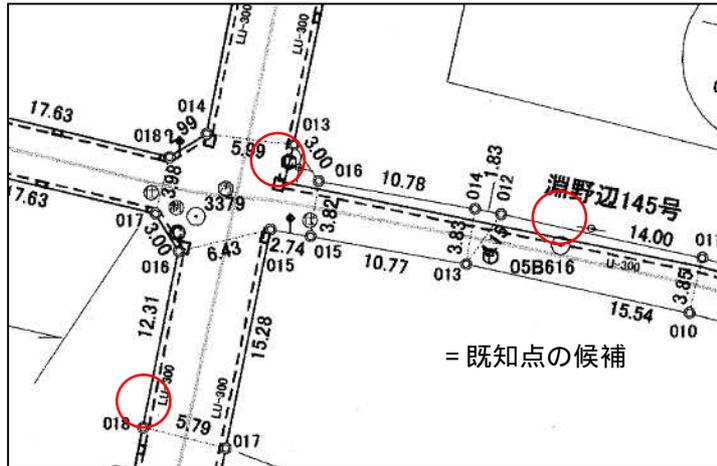
補備測量の対象は、「3.5 調査対象項目一覧表__補備測量」欄に 印で示した地物とする。

補備測量の計測に使用する機器

補備測量に使用する機器は、精度の保持に適するものとし、J I S（日本工業規格）1 級認定の鋼巻尺を使用する。

補備測量の計測の基準となる点（既知点）の選定方法

補備測量の基準となる点（既知点）は、経年変化のない地物上で、図面に記された形状の点と容易に対応可能な点（基準点や境界点及び折れ点、端点等）を選定する。



3.4.6. 入力基図作成

入力基図は数値入力を行うための原稿図であり、現調基図を基に作成する。以下に記載例を示す。

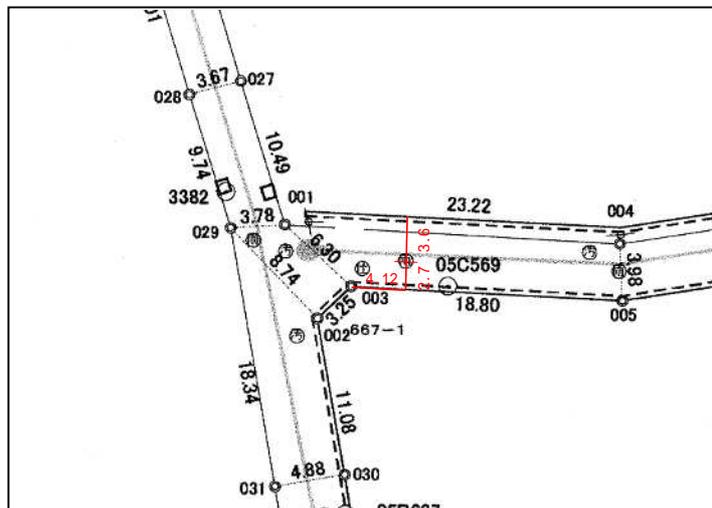
調査地物の新設若しくは移動

補備測量による一般的な計測(1)

対象地物周辺の無変化地物上の既知点を1点選定し、道路縁に並行となるよう対象地物の垂線までの距離を計測する。

道路縁から対象地物までの垂直距離を左右両方向から計測する。

選定した既知点及び計測した距離(オフセット、延長)を図面に記入、若しくは正確な位置へ作図する。

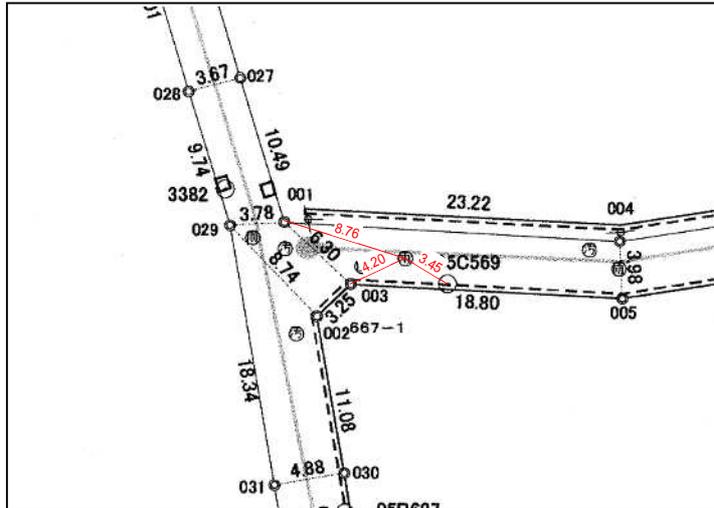


補備測量による一般的な計測(2)

対象地物周辺の無変化地物上の既知点を3点選定し、各点から対象地物の端点までの距離を計測する。

対象地物が直線形状の場合は、計測した端点より地物に沿って延長距離を計測する。

選定した既知点及び計測した距離(オフセット、延長)を図面に記入、若しくは正確な位置へ作図する。

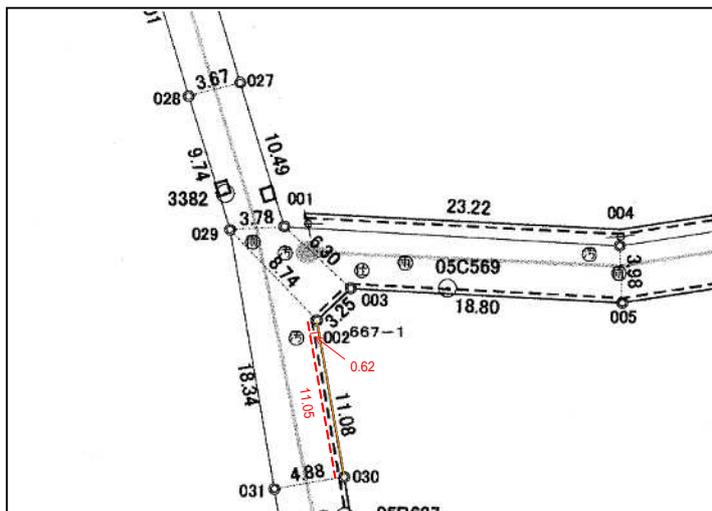


補備測量による無変化地物に平行な地物(側溝の新設・付け替え等)の計測

無変化地物上の2点の既知点を結んだ線から垂線方向に巻尺を当て、対象地物までの距離を計測する。

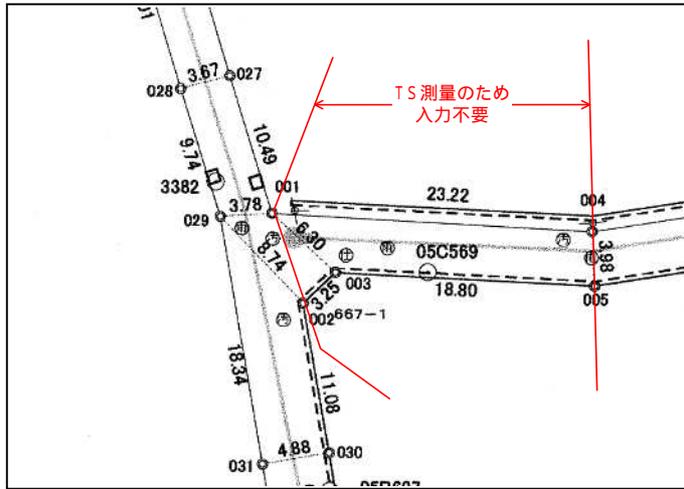
対象地物の、無変化地物に平行な部分の延長距離を計測する。

選定した既知点及び計測した距離(オフセット、延長)を図面に記入、若しくは正確な位置へ作図する。

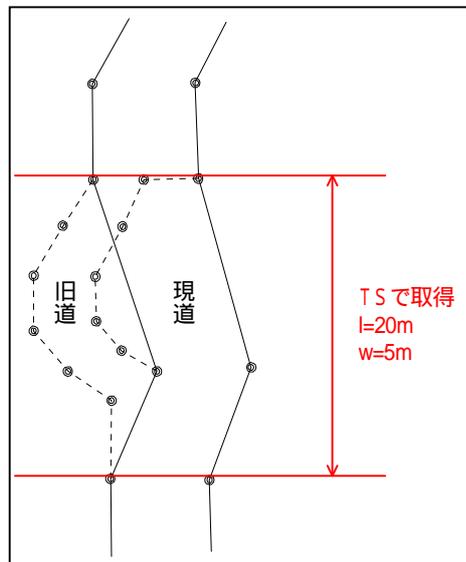


TS測量が必要な箇所

現地調査の結果、TS測量が必要と判断された箇所については、該当箇所を入力基図上に示し、「TS測量のため入力不要」と注記を記入する。

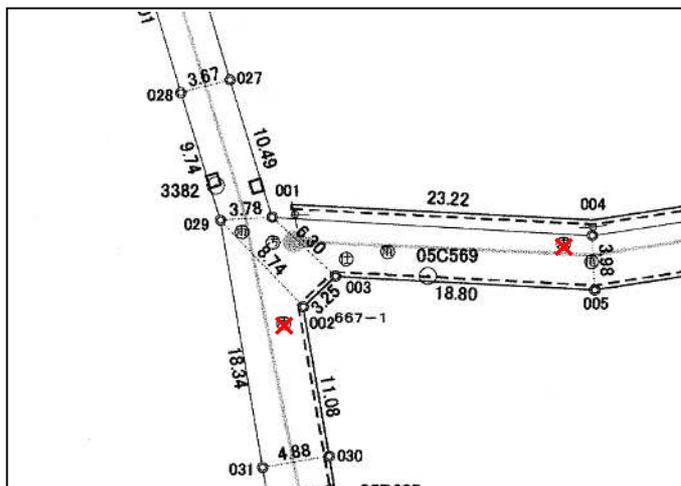


特に、道路台帳図上の道路が現在使用されておらず、現道と離れている場合は、TS測量で取得することを明記すると共に、該当区間の延長と幅員を記入する。



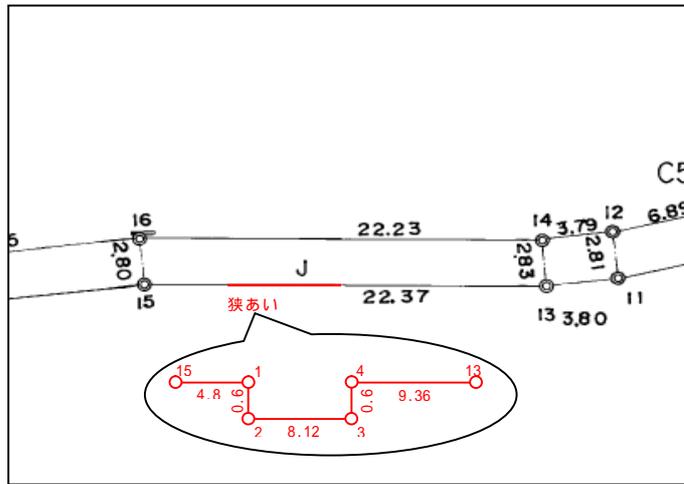
調査地物の消失

現地調査において、現地の地物が移設等により既になくなっている場合は、入力基図上の地物に対して×を記入する。



赤書き箇所

赤書き箇所については、資料番号を記入（入力基図に既に記載されている場合は不用）するとともに、余白等に赤書き資料（寄附、狭あい、改良、開発、証明及び交換等資料）より区域線確定図を写図する。



工事注記

現地調査において、拡幅工事等により、道路形態を測量することができない場合は、当該工事の発注者（担当課等）、工事名、請負会社名を記入する。

3.5. 調査対象項目一覧表

大分類	分類	地物名称	補備測量
交通施設	道路	真幅道路(市道)	○
交通施設	道路	トンネル内の道路	
交通施設	道路施設	道路橋	
交通施設	道路施設	木橋	
交通施設	道路施設	徒橋	
交通施設	道路施設	横断歩道橋	
交通施設	道路施設	地下横断歩道	
交通施設	道路施設	歩道	
交通施設	道路施設	階段	
交通施設	道路施設	地下街・地下鉄等出入口	
交通施設	道路施設	道路のトンネル	
交通施設	道路施設	舗装界線	
交通施設	道路施設	バス停	
交通施設	道路施設	分離帯	
交通施設	道路施設	駒止	
交通施設	道路施設	視覚障害者誘導用ブロック	
交通施設	道路施設	側溝	
交通施設	道路施設	雨水枳	
交通施設	道路施設	並木枳	
交通施設	道路施設	並木	
交通施設	道路施設	植樹	
交通施設	道路施設	道路情報板	

大分類	分類	地物名称	補備測量
交通施設	道路施設	道路標識(案内、警戒、規制)	
交通施設	道路施設	信号灯	
交通施設	道路施設	自発光板	
交通施設	道路施設	交通量観測所	
交通施設	道路施設	カーブミラー	
交通施設	道路施設	電話ボックス	
交通施設	道路施設	郵便ポスト	
交通施設	鉄道	普通鉄道(踏切部)	
小物体	公共施設	情報ボックス(CCBox)蓋部	
小物体	公共施設	マンホール(共同溝、下水、電話、ガス、水道)	
小物体	公共施設	電柱	
小物体	公共施設	電柱(架線の方向)	
小物体	その他の小物体	官民境界杭(道路境界標)	
小物体	その他の小物体	消火栓、仕切弁	
小物体	その他の小物体	地下換気口	
小物体	その他の小物体	道路照明	
土地利用等	法面	人工斜面	
土地利用等	法面	土堤	
土地利用等	法面	被覆(コンクリート、ブロック、石積)	
土地利用等	法面	法面保護	
土地利用等	構囲	落石防止さく	
土地利用等	構囲	防護さく、ガードレール等	
地形等	基準点	多角点等	
地形等	基準点	公共基準点	
地形等	基準点	公共水準点	
地形等	基準点	その他の基準点	
地形等	基準点	独立標高点	

なお、本表は調査対象地物の総称を表記したものであり、現地調査における調査では、地物名称の詳細を記載すること。(例：側溝 U字溝・L字溝など種別を明記)